経理処理について

経理処理の方法について教えてください。

「補助事業事務処理マニュアル（経済産業省大臣官房会計課）」、「補助事業チェックリスト」に沿って進めてください。

事務処理マニュアル（METI/経済産業省）

採択された公募申請の計画を交付申請時に変更できますか？

公募申請時の計画内容で採択しているため、大幅な変更は認められません。

公募申請時に記載した経費区分を採択後に追加できますか？

交付決定後の経費区分の追加は原則できません。

経費積算について見直しいただくことは可能ですが、当初計画時点から精緻化をお願いします。

公募申請時点で見積書や相見積もりの提出は必要ですか？

申請段階では不要です。交付決定後、事業開始から必要となります。

人件費単価は自社で設定できますか？

経産省の補助事業事務処理マニュアルに記載の 2 通りいずれかでの算出となります。計算方法や必要書類についても同マニュアルに記載がありますので、ご確認をお願いします。

事務局としては経理処理対応に係る工数削減のため、健保等級単価計算を推奨しています。等級単価一覧表もこちらよりご確認頂けます。事務処理マニュアル（METI/経済産業省）

① 実績単価計算
給与台帳・年間所定労働時間算出表等を基に時間単価を算出し、補助事業に係る専従事業者の時間単価算出に係る表、並びに個人別の月額人件費を集計した表の作成・整理が必要となります。

② 健保等級単価計算
健保等級証明書が必要となります。

本事業の経理処理のための人件費は補助対象となりますか？

補助金処理のための工数は補助対象外です。

謝金の金額は自社で設定できますか？

社内規定（謝金規定）に基づき支払可能です。経産省経理処理事務処理マニュアルの「謝金の支払基準」の単価を目安に、高額単価である場合は単価設定の合理的な理由が必要です。

航空会社のクラスの許容範囲はありますか？

航空会社の定めは特にありません。価格比較として予約時点で ２ 社以上の航空料金画面キャプチャを保存してください。

支払金額が参照価格より高かった場合、他社含めた価格比較が残っていると、全体として高価格帯のシーズンであった等、金額の妥当性を証明しうる資料ともなります。

付加料金航空券（グリーン車、ビジネスクラス等）を利用した場合の経費計上はどうしますか？

グリーン車、ビジネスクラス等、特別に加算された料金は対象外です。

支払総額を補助事業に要する経費として計上し、補助対象経費にはエコノミー料金を計上してください（各クラスの料金は予約時点の各料金の画面キャプチャで証憑とできます）。

クラウドサービス等の期間契約をする場合、補助対象経費となりますか？

本補助事業にのみ使用したことが証明できる場合は対象とできます。

期間契約の場合、契約金額を補助事業期間に応じて按分し、かつ本補助事業のみに使用した証明をしていただく必要があります。※リースカー等は本補助事業のみに使用したことが証明しづらいため、対象外となるケースが多いです。

当初事業計画外の支出は補助対象経費となりますか？

原則事業計画内の支出（費目）に限ります。事業計画の変更がある場合は変更承認申請書の提出が必要となり、承認後の支出分が補助対象となります。個別に相談をお願いしています。

資金調達額をスタートアップにヒアリングするのは難しい場合はどうすれば良いでしょうか？

できる限りヒアリングを行う努力をお願いします。拠点としても入居企業の状況を把握することは、次の施策を打つために重要だと考えます。

「海外起業家・スタートアップ」の定義は何ですか？

元々海外を活動拠点としていたスタートアップや個人が県内に来て事業を行うことを念頭においています。

海外スタートアップ→元々海外に法人があるか又は海外に居住していた者が、日本で設立したスタートアップ

海外起業家→元々海外に居住していたが、日本において法人設立を予定している起業家

海外スタートアップ支援者→メンバーの国籍は問わず、「海外に法人や拠点があるスタートアップ支援者」

「（９） 事業効果（達成目標）」に「今年度および次年度以降について独自に目標を設定」

とあるが、何年度を指しますか？

令和８年度、９年度以降を指します。

一般枠の目標項目の資金調達には融資も含まれますか？

含みます。

プレゼンテーション審査の様式はありますか？

特に様式はありません。７～８分程度のプレゼン時間を予定しています。

津梁拠点枠に「自拠点に登記又は事務所を有し海外に事業拠点を有するスタートアップの数」とあるが、これはスタートアップ支援者、例えば VC 等が自拠点に登記や事務所をもってもらえるようにするという意味でしょうか？

はい。

支援者が入居していることはどのように証明するのでしょうか？

拠点が「入居している」という客観的根拠（パートナーシップを結んでいたり、定期的に出入りしていること等）を説明できれば良いです。

JV 可能でしょうか？

可能です。JV 相手は、県外の企業でも問題ありません。

津梁拠点枠の目標項目の「出資を専門とする VC」とは、沖縄の企業でなくともよいでしょうか？

はい。

一般枠の目標項目の自拠点に事務所を有するスタートアップとあるが具体的な内容を教えてほしいです。

登記がなくとも、客観的根拠（月額会員等）があり、自拠点に事務所があると説明できる場合を想定しています。

各枠の採択企業数は決まっていますか？

決まっていません。各枠に対してどれぐらいの応募があったのか等を踏まえ、予算に合わせて採択件数を調整することになる予定です。

同補助金において、継続事業、新規事業という枠はあるのでしょうか？

当事業は、単年度事業であり、過年度事業を実施した事業者も新規の事業者も同じように審査

を行います。

入居 SU について、まず一般社団法人や非営利法人で設立し、後に企業化するといった場合でもカウントしてよいでしょうか？

準備段階の個人事業主等であっても、今後、SU 的成長を見越した経営計画となっているのであればカウントとして良いです。

津梁拠点の評価項目で海外事業者との取引とあるが、具体的な内容について教えてください。

金銭的取引や事業契約等、実態のあるものを指します。協議だけでは対象外です。

審査項目（２）①のスタートアップ支援を行うにあたり「十分な機能を備えた施設」とあるが、具体的な内容について教えてください。

拠点として、登記が可能か事務所を保有できるか、拠点の目標にスタートアップ支援が入っているか、スタートアップ支援の実績がある等、様々な部分を総合的に考慮し判断します。